

響け！みやまえ太鼓ミーティング実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民が主体となり、地域の伝統文化に根ざした個性豊かな魅力あるまちづくりの実現を目指した、響け！みやまえ太鼓ミーティング（以下「本事業」という。）の円滑な企画・運営を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達するため、響け！みやまえ太鼓ミーティング実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(実行委員会の構成)

第3条 実行委員会は公募による区民等で構成し、公募は開催の都度行う。

(委員の任期)

第4条 実行委員会の委員の任期は、その年度の本事業完了までとする。

(会議開催の趣旨)

第5条 実行委員会の委員は、建設的議論を旨とし、各々の意見を尊重し、相互に協力して主体的かつ効果的な本事業の実施に務めなければならない。

(役員及び組織)

第6条 実行委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 会計監査 2名

2 役員は、実行委員の互選により選出する。

3 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会計は、実行委員会の会計を掌握し、本事業の出納を行う。
- 6 会計監査は、本事業の会計について検査し、実行委員会に報告する。
- 7 実行委員会は、議決により、本事業の実施に必要な組織を置くことができる。

(会議)

第7条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、議長は、委員長がその任に当たる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 実行委員会の庶務を処理するため、宮前区役所まちづくり推進部地域振興課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会の決定による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 第22回響け！みやまえ太鼓ミーティング実行委員会設置要綱（令和元年12月2日施行）は廃止する。